雇用保険労災指導協会だより

平成２７年初夏号

平成２７年第１期労働保険料の納期です
納期限までにご納付お願いします

P2～3　知っておきたい法改正
- 無期転換ルールの特例（27年4月より）
- 高額療養費制度　自己負担額の改正（27年1月より）
- マイナンバー制度（27年10月より）
- 労働安全衛生法改正（27年6月より順次）
- パートタイム労働法改正（27年4月より）

P4～5　社会保険の強制加入指導が始まっています

P6　パート雇用の法的ルールＱ＆Ａ

P7　27年4月からの労災保険料率＆労務費率

P8　社会保険に加入しましょう

会長の西村と所員がブログを更新しております。
「雇用保険労災指導協会ブログ」「西村治彦の日記」
「西村社会保険労務士事務所だより」をご覧ください。

当会にて社会保険（健康保険・厚生年金）のお手続きをしております。詳しくは当会へ。

(TEL) 03-5816-5463 (代)

知っておきたい　労務関係

法改正

・パートさんの労働条件通知書に「相談窓口」を追加しましたか？
・パートタイム労働法改正に伴い、就業規則や規定は変更しましたか？
・（従業員50名以上）12月から義務となるストレスチェックの準備は？

高度専門的知識を有する者等の5年を超える有期雇用が可能に（27年4月より）

Check

通常の無期転換ルール

同一の労働者との間で有期労働契約が繰り返し更新されて**通算5年を超えた場合**は、労働者の申込みにより無期労働契約に転換できるルールです。

今回の改正による特例

次の2ケースでは「5年を超えて有期雇用」することが可能になりました。

①**「5年を超える一定の期間内に完了することが予定されている業務」に就く高度専門的知識等を有する有期雇用労働者**→一定の期間内に完了することが予定されている業務に就く期間（上限：10年）の有期雇用が可能。

②**定年後に有期契約で継続雇用される高齢者**→定年後に引き続き雇用される期間の有期雇用が可能。

高度専門的知識を有する者とは？

職種は、弁護士、税理士、公認会計士といった資格を有する者、デザイナー、システムエンジニア等の職種で一定の実務経験を有する者。

収入基準は年収1075万円以上（課長級技術者の民間給与で上位25％の水準）

高額療養費制度の自己負担限度額の改正（27年1月より）

Check

高額療養費制度とは？

医療機関や薬局の窓口でひと月に支払う医療費が「収入区分により定められた一定額」を超えると一部を払い戻す制度

改正内容

収入区分が5段階区分となり、月単位の自己負担限度額が変更されました。収入の多い人は負担が重く、収入の低い人は負担が軽くなりました。

窓口支払いを少なくする方法

加入する保険機関から事前に「限度額適用認定証」を受け取り、医療機関に提出すれば、窓口では自己負担限度額までの支払いとなります。ただし、食事代、個室等の差額ベット代、先進医療費等は対象外ですので要注意。

国民年金保険料の後納の〆切が迫る

時効で納めることができなかった国民年金保険料を過去10年分まで納付可能なのは**27年9月まで**です。

マイナンバー制度（27年10月より）

■当会からのお知らせ■
28年1月より雇用保険関係の各種手続きにマイナンバーが必要になります。健康保険・厚生年金の手続きへの導入は29年1月です。

マイナンバーとは？

国民一人一人に通知される12ケタの個人番号です。27年10月より、市区町村から住民票の住所に通知カードが届きます。また、法人にも法人番号（13桁）が与えられ、官民問わず使用できるようになります。

マイナンバーが必要になる手続き

マイナンバーは、社会保障（年金、雇用保険、医療保険、生活保護や福祉の給付）や税（確定申告など）の手続き、災害対策など、法律で定められた行政手続きで利用されます。

民間事業者でも、社会保険、源泉徴収事務など、法律で定められた範囲に限り、マイナンバーが導入されます。

労働安全衛生法が改正

①（27年12月より）従業員50人以上の事業所では**ストレスチェック**の実施が義務となります。

②（27年6月より）**受動喫煙防止措置**が努力義務となります（受動喫煙防止対策助成金制度あり）

③（28年6月までに施行予定）**「化学物質について、危険性又は有害性等の調査」**の実施が義務になります。

改正パートタイム労働法（27年4月より）

①パートタイム労働者の雇い入れ時に明示する労働条件に、**「相談窓口」**（相談担当者の氏名、相談担当の役職、相談担当部署等）が追加されました。

②パートタイマーの雇い入れ時、「実施する雇用管理の改善措置」（賃金、教育訓練、福利厚生施設、通常の労働者への転換等）について**説明することが義務**づけられました。

③**正社員と差別的取扱いが禁止されるパートタイム労働者の対象範囲が拡大**されました。「有期」契約でも、「職務内容が正社員と同一」「人材活用の仕組み（人事異動等の有無や範囲）が正社員と同一」に該当すれば、賃金、教育訓練、福利厚生施設など全ての待遇について正社員との差別的取扱いが禁止です。

④「雇用するパートタイム労働者の待遇と正社員の待遇を相違させる場合は、その待遇の相違は、職務の内容、人材活用の仕組み、その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない」とする、広く全ての短時間労働者を対象とした**待遇の原則の規定が創設**されました。これを念頭に雇用管理の改善を図る必要があります。

立ち入り検査による強制加入指導が始まっています。

その前に 社会保険に入りましょう！

（健康保険・厚生年金）

27年4月から社会保険（健康保険・厚生年金）の強力な加入指導が始まっています。政府は「応じなければ**立ち入り検査も実施した上で、強制的に社会保険に加入させる**」方針です。

指導が入りますと、「さかのぼって社会保険に加入」となる可能性があります。

その前に社会保険にご加入の手続きをとりましょう。

社会保険加入逃れの疑いが約80万社。厚労省は国税庁の情報提供により調査を進めています。

さらに、27年10月よりマイナンバー制度が始まりますと、給与等の事業所の実態が明らかになります。

早めに自主的に社会保険に加入しましょう。

Q 社会保険（健康保険・厚生年金）に加入義務がある会社とは？

A

●法人事業

労働者の人数を問わず加入しなければなりません。代表のみで従業員がいない場合も加入義務があります。

●個人事業

常時5名以上の従業員を雇っている場合は、社会保険に加入しなければなりません。

ただし、農林水産業・サービス業（旅館・料理飲食店・理容理髪等）・法務（弁護士・会計士等）・宗教（神社・寺院・教会等）などの業種は任意加入です。

Q 常時5人以上の従業員を雇う個人事業は社会保険の加入義務がありますが、従業員とは正社員のことですか？

A

ここでいう従業員とは形態を問わず、賃金を受け取るすべての者をさします。

原則として「常用的な使用関係が認められる者」が社会保険の加入対象になります。パートさんなどに加入義務が発生するかは、労働時間によって判断されます。ただし臨時従業員のように短期的に雇われた場合、原則、社会保険に加入できません。

個人事業での
パートさんの社会保険の加入基準

フルタイマー（正社員）と比較して、

①1カ月の労働日数が
おおむね4分の3以上

②1日又は1週間の所定労働時間が
おおむね4分の3以上

①②両方の基準を満たす場合は、収入に関係なく加入義務が発生します。

Q 1日の労働時間が6時間、1カ月の労働日数が16日のパートさんは社会保険の加入対象ですか？ 正社員の1日の所定労働時間が8時間、1カ月の所定労働日数が21日です。

A

1カ月の労働日数、1日の所定労働時間が、ともに正社員の4分の3以上ですので、加入義務が発生しています。

Q 個人で社会福祉関係の事業を営んでおり、従業員は常時10名です。社会保険に加入しなければいけませんか？

A

加入義務があります。

常時5人以上の従業員がいる個人事業で社会保険に加入義務がある業種は次の通りです。

製造業・鉱業・電気ガス業・運送業・貨物積卸し業・物品販売業・金融保険業・保管賃貸業・媒介斡旋業・集金案内広告業・清掃業・土木建築業・教育研究調査業・医療事業・通信報道業・社会福祉事業等

（お知らせ） 国民年金保険料の強制徴収対象者のうち、控除後所得額が400万円以上かつ未納月数13月以上の方で、たび重なる督励にもかかわらず納付する意思がない方に対して、財産調査や差押えなどの強制徴収の取り組みが始まっています。

24年度の財産差し押さえは6208件、25年4～11月は4617件です。

社会保険に未加入の事業所さま

当会で社会保険ご加入の手続きをしています。

「自分の会社は加入義務がある？」
「会社負担の保険料はいくら？」
「社員が社会保険に入りたがらない」等をお気軽にご相談ください。

社会保険に
ご加入済みの事業所さま

当会では窓口ひとつで労働保険、社会保険の手続きをしています。
お気軽にお問い合わせください。

雇用保険労災指導協会
03（5816）5463

27年4月よりパートタイム労働法改正
パート雇用の法的ルール Q&A

27年4月よりパートタイム労働法が改正となり、事業主さまに対する取り締まりが厳しくなりました（罰金や事業主名の公表あり）。法と改正内容を把握しましょう。改正については本紙3ページをご覧ください。なお、ご紹介は改正と法的ルールの一部です。

質問）パートタイム労働法の対象となる「パートタイム労働者」とは、どのような労働者ですか？

答え）「1週間の所定労働時間が通常の労働者の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者」と定められています。契約社員など呼び方は問いません。例えば正社員の週の所定労働時間が40時間の場合は、40時間未満の労働者が、パートタイム労働法の適用される「パートタイム労働者」になります。

質問）パートタイム労働者の雇い入れ時に「明示」が義務づけられている労働条件は何ですか？

答え）「契約期間」「仕事をする場所と仕事の内容」「始業・終業の時刻や所定時間外労働の有無、休憩・休日・休暇」「賃金」「退職に関する事項」「昇給の有無」「退職手当の有無」「賞与の有無」。**27年4月より、これに「相談窓口」（相談担当者の氏名、役職等）が追加されました。**違反の場合、過料に処せられることがあるので注意が必要です。

質問）パートタイム労働者の雇い入れ時に「説明が義務づけられた」ことのことですが、何を説明するのですか？

答え）「実施する雇用管理の改善措置」について**説明することが義務**づけられました。具体的な例として、「賃金制度がどうなっているか」「どのような教育訓練があるか」「どの福利厚生施設が利用できるか」「どのような正社員転換推進措置があるか」等です。

質問）正社員とパートで労働条件が異なる場合、就業規則上、どうすればいいですか？

答え）（パートを含む）常時10人以上の従業員を使用する使用者は就業規則を作成し届け出なければなりません。正社員の就業規則をパートタイマーに適用できない事情がある場合には、就業規則に特別条項を設けるか、別規定を作成することになります。

4月より労災保険料率＆労務費率が変更

労災保険料率変更

平成 27 年4月より労災保険料率が変更になりました。 業種により労災保険料率が異なりますのでご確認ください。なお、労災保険料＝賃金総額 × 労災保険料率です。
例）清掃事業の労災保険料率は下がり 12/1000 に。労災保険料は賃金総額 ×12/1000。

業種	労災保険料率		業種	労災保険料率	
	改正前	改定後		改正前	改定後
林業	60	60	非鉄金属精錬業	7	6.5
海面漁業	20	19	金属材料品製造業	7	5.5
定置網漁業又は海面魚類養殖業	40	38	鋳物業	17	18
金属鉱業、非金属鉱業又は石炭鉱業	88	88	金属製品製造業又は金属加工業	10	10
石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	19	20	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業	6.5	6.5
原油又は天然ガス鉱業	5.5	3	めつき業	7	7
採石業	58	52	機械器具製造業	5.5	5.5
その他の鉱業	25	26	電気機械器具製造業	3	3
水力発電、ずい道等新設事業	89	79	輸送用機械器具製造業	4.5	4
道路新設事業	16	11	船舶製造又は修理業	23	23
舗装工事業	10	9	計量器、光学機械、時計等製造業	2.5	2.5
鉄道又は軌道新設事業	17	9.5	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	4	3.5
建築事業	13	11	その他の製造業	7	6.5
既設建築物設備工事業	15	15	交通運輸事業	4.5	4.5
機械装置の組立て又は据付けの事業	7.5	6.5	貨物取扱事業	9	9
その他の建設事業	19	17	港湾貨物取扱事業	11	9
食料品製造業（たばこ等製造業を除く）	6	6	港湾荷役業	16	13
たばこ等製造業	6	6	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3	3
繊維工業又は繊維製品製造業	4	4.5	農業又は海面漁業以外の漁業	12	13
木材又は木製品製造業	13	14	清掃、火葬又はと畜の事業	13	12
パルプ又は紙製造業	7.5	7	ビルメンテナンス業	5.5	5.5
印刷又は製本業	3.5	3.5	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5	7
化学工業	5	4.5	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5	2.5
ガラス又はセメント製造業	7.5	5.5	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3.5	3.5
コンクリート製造業	13	13	金融業、保険業又は不動産業	2.5	2.5
陶磁器製品製造業	19	19	その他の各種事業	3	3
その他の窯業又は土石製品製造業	26	26	船舶所有者の事業	50	49
金属精錬業	6.5	7			

（単位：1/1000）

労務費率が変更

賃金総額を正確に算定することが困難な建設業の労災保険料は**「請負金額 × 労務費率 × 労災保険料率」**です。

平成 27 年4月より労務費率が変更になりました。

さらに次の２点も変更になりました。

●請負金額には消費税額を含まないことになりました。

●賃金総額の算定に当たり、請負金額に 108 分の 105 を乗じている暫定的な措置が廃止となりました。

事業の種類		労務費率	
		改正前	改正後
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	18	19
	道路新設事業	20	20
	舗装工事業	18	18
	鉄道又は軌道新設事業	23	25
	建築事業（既設建築物設備工事業を除く）	21	23
	既設建築物設備工事業	22	23
	機械装置の組立て又は据付けの事業		
	組立て又は取付けに関するもの	38	40
	その他のもの	21	22
	その他の建設事業	23	24

社会保険に加入しましょう

（労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金）

事業主さま、ご家族、役員はご加入済みですか？

労災保険

1人でも従業員を雇っていれば
加入義務あり（強制）。当会の事業所さまは、
ご加入済みです。ただし、経営者の方のご
加入は、別途申し込みが必要です（任意）。
セーフティネットなのでご加入をお勧めします。

パートさんのご加入漏れはありませんか？

雇用保険

1人でも従業員を雇っていれば加入義務あり。
パートさんは、
31日以上引き続き雇用が見込まれ、
1週間の所定労働時間が 20 時間以上の場合
には加入の義務があります。

立入り検査による強制加入指導が始まっています。速やかに自主的に加入しましょう（本紙 4、5 ページ）

健康保険

●法人
労働者の人数を問わず強制加入
●個人事業
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入
（飲食業、理容業、税理士等の一部の
業種は任意加入）

厚生年金

●法人
労働者の人数を問わず強制加入
●個人事業
5名以上の従業員を雇っていれば強制加入
（飲食業、理容業、税理士等の一部の
業種は任意加入）

当会では 窓口一つで 労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金のお手続きをしています

下記は顧問契約が必要です（料金別途）

- 健康保険・厚生年金のお手続き
- 就業規則や労使協定の作成及び届出
- 助成金の申請
- 労務相談
- 給与計算、等

詳しくは **03-5816-5463**

社会保険労務士 17 名

西村治彦、原田淳也、齋藤正雄、松浦良介、西拓也、
杉山尚、相田康治、津久井美知子、塩島英和、
西村由希恵、武藤雅子、宮山隼輔 、舘野真一、
山崎勝則、菱野義将、山崎千恵理、山本均

最高責任社会保険労務士事務所、西村社会保険労務士事務所の所員と西村所長の個人ブログを公開中。

A. 労働基準法には「一日８時間、一週間40時間を超えて労働させてはならない」と定められています。しかし、変形労働時間制はこの例外規定ともいえ、一カ月や一年間など一定期間の労働時間を平均し、一週間当たりの労働時間が原則40時間の法定労働時間を越えなければ、一日や一週間の労働時間について法定の労働時間を超えて労働させることができる規定です。種類は四種類あり、それぞれ就業規則や労使協定などに規定されている要件を満たす必要があります。
①一カ月単位の変形労働時間制　②フレックスタイム制　③一年単位の変形労時間制　④一週間単位の非定型的変形労働時間制

（西村社会保険労務士事務所のホームページ「社会保険用語集」より）

雇用保険労災指導協会のブログを始めました。

雇用保険労災指導協会ブログ　検索

編集と発行　労働保険事務組合 雇用保険労災指導協会　【本部】〒104-0061 東京都中央区銀座1−27−10 2階
【事務局】〒101-0021 東京都千代田区外神田6-8-2　電話：03-5816-5463（代表）FAX：03-3836-2391
E-mail：info@koyo-rousai.com　URL：http//www.koyo-rousai.com/